# 学校薬剤師による医薬品の取り扱い・保管に関する指導

石井正和1\*,内藤結花<sup>1,2</sup>,清水俊一<sup>1</sup>,木内祐二<sup>3</sup>

- 1 昭和大学薬学部病態生理学教室
- 2 昭和大学病院薬剤部
- 3 昭和大学薬学部薬学教育推進センター

#### 要 旨

学校では学校保健法に基づき,児童・生徒の健康や健康的な学校環境の維持のために,学校薬 剤師を置くことが定められている.学校薬剤師は,教室の明るさや空気の汚れ具合,学校の飲料 水の検査,給食の衛生検査,プールの水質検査などを行っている.さらに学校において使用する 医薬品の適正使用や保管について,学校の職員に指導や助言を行っている.2008年,文部科学省 が監修し,財団法人日本学校保健会より発表された学校の教職員向けのガイドライン「学校のア レルギー疾患に対する取り組みガイドライン」では,学校の教職員が緊急時にアナフィラキシー の第一選択薬であるアドレナリンの自己注射製剤を使用することが許可された.それに伴って, 学校薬剤師はアドレナリン自己注射製剤の使用方法や,保管について教職員に対して指導・助言 することが求められている.しかしながら,これまでの我々の調査では,学校職員への学校薬剤 師による医薬品の指導は,児童・生徒が学校に持参する医薬品についてだけでなく,学校に常備 してある医薬品に関しても十分ではなかった.本報では,学校でのアドレナリン自己注射製剤に 関する指導における学校薬剤師の役割と,今後の学校薬剤師業務の課題について概説する.

Key Words:学校薬剤師、アナフィラキシー、アドレナリン自己注射製剤

#### はじめに

学校では学校保健法に基づき,児童・生徒の健 康や健康的な学校環境の維持のために,全ての学 校に学校医を,また大学以外の学校に学校歯科医 および学校薬剤師を置くことが定められている. これは,公立校,私立校を問わず適応される.学 校薬剤師は,学校の飲料水の検査,プールの水質 検査,給食の衛生検査,教室の明るさや空気の汚 れ具合などの検査を行い,学校環境について学校 の職員に指導,助言するだけでなく,学校におい て使用する医薬品,毒物,劇物並びに保健管理に 必要な用具および教材の管理に関し必要な指導 や助言を行っている.2008年4月に,文部科学省 が監修し,財団法人日本学校保健会より発表さ れた学校の教職員向けのガイドライン「学校のア レルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に, 児童・生徒がアナフィラキシーショックとなり, アナフィラキシーの第一選択薬であるアドレナ リンの自己注射ができない場合は,教職員が児 童・生徒やその保護者に代わって注射できること が明記された.それにともなって,学校薬剤師は 主治医や学校医とともに,アドレナリン自己注射 製剤の保管・管理や緊急時の対応について学校の 教職員に対して指導・助言することが求められて いる.しかしながら,児童・生徒が学校に持参す る薬だけでなく,学校に常備してある薬について も学校薬剤師の指導が十分とはいえない状況に ある.本報では,学校でのアナフィラキシー対応 を例に,これまでの我々の調査からわかった学校 薬剤師の現状と今後の課題について概説する.

#### 学校薬剤師による薬に関する指導や助言

学校保健安全法施行規則第24条に、学校薬剤師 は、学校において使用する医薬品、毒物、劇物並 びに保健管理に必要な用具および材料の管理に 関し必要な指導および助言することが明記され ている.我々が2006年に小中学校の養護教諭を対 象に行ったアンケート調査では、「学校薬剤師か ら薬に関する指導や助言はあるか」と質問したと ころ、「ある」と回答したのは、公立小学校(42%)、 公立中学校(35%)、私立小学校(15%)、私立中学校 (13%)と少なく、また公立校と私立校間で薬に関 する指導や助言で格差が生じていた<sup>1)</sup>.したがっ て、私立校であっても公立校と同様に各自治体な どが学校保健に関して積極的に介入する必要が あると思われる.

薬に関する指導や助言の内容としては「保健室 等に常備している薬について」の指導がほとんど であり、「児童・生徒が学校に持参する薬につい て」の指導や助言はほとんど行われていなかった が、その必要性を多くの養護教諭が感じていた1). 2002年に日本学校薬剤師会が全国の学校薬剤師 を対象に行った調査報告では、「学校の医薬品等 について学校薬剤師は指導、助言していますか」 との質問に、23%が「定期的に行っている」、65% が「必要時に行っている」と回答していた2. 我々 が、2008年に厚生労働省の薬剤師実務研修事業の 薬局研修施設の管理薬剤師を対象に行った調査 でも,学校薬剤師を行っている管理薬剤師のうち 13%が「定期的に行っている」、71%が「必要時 に行っている」と回答し3,学校薬剤師業務の学 校薬剤師による主観的評価と養護教諭による客 観的評価には大きな差があった.よって, 第三者 機関による業務内容の評価や見直しなどが必要 だと思われる.

## 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイ ドライン

2008年4月に、文部科学省が監修し、財団法人 日本学校保健会より発表された学校の教職員向 けのガイドライン「学校のアレルギー疾患に対す る取り組みガイドライン」<sup>4)</sup>に、アナフィラキシー ショック時には学校教職員が児童・生徒に代わっ てアドレナリンを注射できることがはじめて明 記され、アナフィラキシーショックを起こす可能 性のある児童・生徒を取り巻く環境は大きく改善 された. なお、この学校の教職員によるアドレナ リンの注射は、法的には「医行為」となるが、ア ナフィラキシーショック時の救命のために行う 行為であり反復継続する意図がないと認められ るため、医師法違反とはならず、刑事および民事 責任も問われない.このガイドラインでは、アド レナリン自己注射製剤の管理について、学校・教 育委員会は,保護者・本人,主治医・学校医,学 校薬剤師等と十分に協議を行っておく必要があ ると記載されている. そのため、学校薬剤師はア ドレナリン自己注射製剤の管理を指導すること に注目されがちだが、学校の非常勤職員である学 校薬剤師も, 児童・生徒がアナフィラキシーショ ックで危険な状態であれば、アドレナリンの注射 を行い、適切な対応を取らなければならない.

### アナフィラキシーショックとアドレナリン

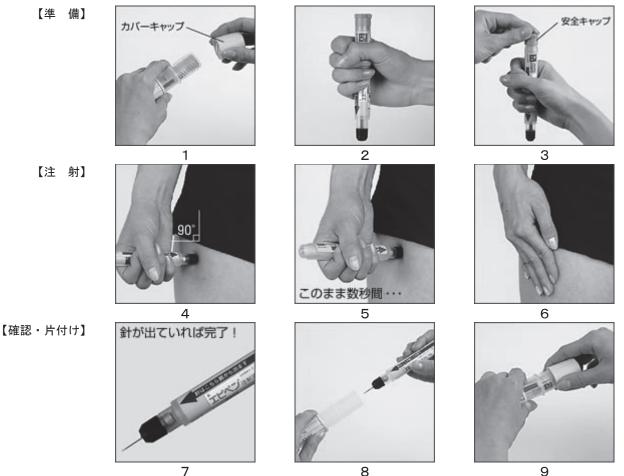
アナフィラキシーショックは、ハチ毒、食物、 薬物、ラテックス(天然ゴム)などが原因となり、 呼吸困難、血圧低下、意識障害などの重度のアレ ルギー症状を引き起こし、死に至ることもある. 日本ではアナフィラキシーによる年間死亡者数 は50~60人でそのうちの約半数はハチ毒が原因 である<sup>5)</sup>.近年、原因食物摂取後の運動によりア ナフィラキシーを発症する食物依存性運動誘発 アナフィラキシー<sup>6~8)</sup>の症例報告が小児で多くな っており、注意が必要である.

アナフィラキシーの第一選択薬はアドレナリ ンである.アドレナリンはα, β受容体作動薬で



エピペン注射液0.15 mg b

図1 エピペン®注射液の外観 小児用(体重30 kg 未満用)のエピペン®注射液0.15mg と体重が30kg 以上用のエピペン®注射液0.3mg がある.(マイラン 製薬株式会社ホームページより転載)



9

図2 エピペン®注射液の使用方法

- 1 携帯用ケースのカバーキャップを回しながら外して、エピペン®注射液を取り出す.
- 2 黒い先端を下に向けてエピペン®注射液を片手でしっかりと握る.
- 3 もう片方の手で灰色の安全キャップを外す.
- 4 携帯用ケースのカバーキャップを回しながら外して、エピペン®注射液を取り出す.
- 5 黒い先端を下に向けてエピペン®注射液を片手でしっかりと握る.黒い先端に指または手などを当てると誤注射する危険があ るので、絶対に触れないように注意する.
- 6 針の出たエピペン®注射液を抜き取り,注射したところを数秒間もむ.
- 7 エピペン®注射液の黒い先端から針が出ていることを確認する.
- 8 使用済みの注射器は針先から携帯用ケースに戻し、カバーキャップを回しながら押し込む.
- 9 針先がゴムを突き抜け曲がり、容器から抜けなくなるが、カバーキャップを外して強く振ると抜けることがあり、危険なた め,注意が必要である.

(マイラン製薬株式会社ホームページより転載)

Grade	皮 膚	消化器	呼吸器	循環器	神経
1	限局性そう痒 紅潮、蕁麻疹 血管性浮腫	口腔内そう痒感 口腔内違和感 軽度口唇腫脹	_	_	_
2	全身性そう痒 紅潮、蕁麻疹 血管性浮腫	上記症状に加え 悪心、嘔吐	鼻閉、くしゃみ	_	活動性変化
3	上記症状	上記症状に加え 繰り返す嘔吐	鼻汁、明らかな鼻閉 咽頭喉頭のそう痒感 または絞扼感	頻 脈 (+15/分)	活動性変化に加え 不安
4	上記症状	上記症状に加え 下痢	嗄声、犬吠様咳嗽 嚥下困難、呼吸困難 喘鳴、チアノーゼ	上記に加え 不整脈 軽度血圧低下	軽度頭痛 死の恐怖感
5	上記症状	上記症状に加え 腸管機能不全	呼吸停止	重度徐脈 血圧低下 心拍停止	意識消失

表1 食物によるアナフィラキシーの臨床的重症度分類<sup>13)</sup>

あり、心臓の冠血管を拡張し、末梢では血管を収 縮させることにより、血圧を上昇させる.気管支 平滑筋に対しては気管支を拡張させ、呼吸量を増 大させる.肥満細胞では cAMP 上昇を介してヒス タミンなどのケミカルメディエーターの遊離を 抑制する.アナフィラキシーは死に至ることがあ ることから、急性期治療においてアドレナリンは 必要不可欠であり、ショック時にはできるだけ迅 速に使用し、血中濃度をあげることが求められる.

アドレナリン自己注射製剤(エピペン®注射液) は、米国ではアナフィラキシーの補助治療薬とし て1980年より使用が開始された<sup>9</sup>. 日本では, 2003 年よりハチ毒、2005年より食物や薬物などに起因 するアナフィラキシーの補助治療薬として市場 導入された(マイラン製薬株式会社: http://www.epipen.jp/)<sup>10)</sup>. エピペン®注射液 0.3mg(図1)は、バネ作動式の非露出針方式による 自己治療用の注射システムである.体重30kg未満 の患者への投与は原則禁忌である.2005年からは、 小児用の0.15mg も承認販売されている. どちらも, 1管2mL入り製剤であるが、0.3mL注射され、残り の約1.7mL は残るように設計されている. なお. 本製剤は保険適応されていないため、1本処方し てもらうと約1万5千円かかる.したがって、日本 では一回の処方で1本のみを処方される場合が多  $V^{11}$ 

### アドレナリン自己注射製剤の使用

ハチ毒によるアナフィラキシーの場合,ハチ刺 傷から30分以内にアドレナリンを投与できるか 否かが予後を左右すると報告されており<sup>12)</sup>,ショ ック時にはできるだけ速やかにアドレナリンの 血中濃度を上げる必要がある.Sampsonの提唱し ている食物によるアナフィラキシーの臨床的重 症度分類(表1)<sup>13)</sup>で,Grade 3以上でかつ呼吸器の 症状(呼吸苦や咳そうなど)が認められればアドレ ナリンの投与が必要となる.使用方法は図2に示 した.

これまでアドレナリン自己注射製剤の使用は, 医師,患者,患者の保護者に限定されていた<sup>10</sup>. したがって,学校職員はアナフィラキシーショッ ク時に,児童,生徒がアドレナリンを注射するサ ポートができるように,アドレナリン自己注射製 剤の保管場所の把握や使用方法を確認すること が求められていた<sup>14)</sup>.しかしながら,学校現場に はアドレナリン自己注射製剤を学校に持ち込む ことや学校で保管・管理することに戸惑いがあり, 患者や患者家族の希望を受け入れてもらえない 場合もある<sup>15~17)</sup>.そのような状況を改善するため, いくつかの地域では,これまではアレルギー専門 医,製薬会社,患者の家族会が中心となって,教 育委員会と学校などを対象にアドレナリン自己 注射製剤への学校対応について研修会が開催さ れている<sup>15)</sup>. 2008年に発表された「学校のアレル ギー疾患に対する取り組みガイドライン」では, 医療者ではない学校の教職員に緊急時の対応(患 児が注射できないような状況であれば,学校の教 職員が代わりに注射を行う)が求められている.こ れに伴って文部科学省もアナフィラキシーショ ックで危険な児童・生徒に対して教職員がアドレ ナリンを注射し,適切な対応を取るよう通知を出 している.

これまでの学校でのアドレナリン使用事例と しては、2008年12月には埼玉県内の小学校で、ア ナフィラキシーを発症した男児に養護教諭が注 射をして回復したことが報告されている<sup>18)</sup>.一方, 2010年1月に兵庫県姫路市の市立小学校では、食 物アレルギーの男児が給食を食べてアナフィラ キシーを発症したが、学校側は「注射する取り決 めを保護者としていない」として、保護者から預 かっていたアドレナリン自己注射製剤を使用せ ず、男児はその後2日間入院し回復したと報告さ れている. その後, 読売新聞が全国47都道府県教 委に尋ねたところ, 教職員が薬の使用法を学ぶ研 修を実施しているのは、わずか12教委にとどまっ ていることがわかった19). したがって, 薬剤師, 特に学校薬剤師は,薬の専門家として教職員向け の研修会を各学校で実施し、アナフィラキシー患 者の環境改善に関与していく必要があると思わ れる.

なお,2009年3月より,救命救急士によるアド レナリン自己注射製剤の使用が解禁され<sup>20)</sup>,患者 あるいはその保護者による注射ができない時は, アドレナリン自己注射製剤を使っての注射がで きるようになった.

#### 学校薬剤師が行うべき指導・助言

#### (1)アドレナリン自己注射製剤の管理・保管

学校薬剤師は、学校の教職員に対して、アドレ ナリンは光で分解されやすいため携帯用ケース に収められた状態で保管し、使用するまで取り出 すべきではないこと、15~30℃で保管することが 望まれ、冷所または日光のあたる高温下などに放 置すべきではないことなどを指導すべきである.

学校でのアドレナリン自己注射製剤の管理は, 患者が小学生であれば保健室や職員室での保 管・管理が望ましいと思われる.この際,養護教 論だけでなく全ての教職員により管理し,緊急時 にはいつでも取り出せる体制づくりが必要であ る.中学生になると一部の学生は学校での保管は, 教職員による保管だけでなく,自己管理する生徒 も出てくると思われる.その際は,緊急時に備え て生徒がどこで自己管理しているかを事前に把 握し,緊急時には直ぐに対応できるようにしてお く必要がある.

2006年に小中学校の養護教諭を対象に行った 我々のアンケート調査では、小中学校の約半数が アナフィラキシー発症時の対応策があると回答 したが、具体的な対応策としてアドレナリン自己 注射製剤使用時に補助することを決めていたの は、小学校では3%、中学校では4%とわずかだっ た<sup>21)</sup>. また、小学校、中学校ともに約半数の養護 教諭がアドレナリン自己注射製剤の存在を知ら ないと回答していた.同じく2006年に広島市内の 小学校の養護教諭を対象に行った調査でも、アド レナリン自己注射製剤を28%は知らない、44%は 聞いたことはあるが詳しくは知らないと回答し ており<sup>22)</sup>, 学校対応が遅れていた. 今後は薬剤師, 特に学校薬剤師によるアドレナリン自己注射製 剤の認知度を高めるための活動も必要になると 思われる.

#### (2)使用過誤防止策

アドレナリン自己注射製剤は、インスリン自己 注射製剤とは異なり、アナフィラキシーショック 時のみに使用するため、使用方法を誤る可能性が 以前より指摘されていた.1980年よりアドレナリ ン自己注射製剤が市場導入された米国では、アド レナリン自己注射製剤を所持している患者のう ちアドレナリン自己注射製剤の使用方法を明確 に説明できたのは約3割しかいなかったことが報 告されている<sup>23)</sup>.アドレナリン自己注射製剤の誤 使用防止対策は、患者にエピペントレーナーとい うアドレナリンを含んでいない練習用の模擬自 己注射液(針は付いていない)を用いて練習してお くことやホームページなどに掲載されている使 用方法に関するビデオを観て使い方を復習して おくことなどとなっている.治験に準じた扱いで 1995年から導入されていた林野庁から発表され ているハチ刺傷によるアナフィラキシーの事例 の中には、事前にエピペントレーナーによる練習 をしていたにもかかわらず注射器を反対に持ち、 アドレナリン自己注射製剤の使用を失敗した事 例が報告されている<sup>24)</sup>.したがって、学校薬剤師 は学校の教職員に対して、アドレナリン自己注射 製剤の保管・管理・使用方法などについて、定期 的に説明会などを行い、確認するなどといった取 り組みが必要だと思われる.

#### (3)1回の注射で効果がない場合の対応

アドレナリンの自己注射は,あくまでもアナフ ィラキシーの補助治療としての位置づけであり, 自己注射後は速やかに病院を受診する必要があ る<sup>5)</sup>. しかし、山間部や離島などの僻地でアナフ ィラキシーを発症した場合、病院までの搬送に時 間がかかることが多く、アドレナリンの自己追加 投与が必要となる場合も考えられる. アナフィラ キシー発症後のアドレナリン初回投与後、病院へ の搬送までに症状が改善されない場合や症状が 再び悪化した場合には、15分から20分おきにアド レナリンの追加投与を考慮すべきである. 米国で は、105人のアナフィラキシー患者を対象とした 研究において、36%の患者がアドレナリンの初回 投与から5分から10分以内に2回目の投与が必要 だったと報告されている<sup>23)</sup>. 我々がエピペン®注 射液処方登録医師を対象に行った調査でも、 アド レナリンの追加投与が必要だった症例があるこ とがわかった11).

山間部や離島などの僻地で,児童・生徒がアナ フィラキシーショックとなった場合などは,救急 車到着までに時間がかかることも予想される.も し,アドレナリン自己注射製剤を常備用と携帯用 に2本処方してもらっている場合は,学校薬剤師 は追加投与の必要性に関しても学校の教職員に 対して適切に指導や助言をしておくべきである.

#### 学校薬剤師の今後の課題

我々が2006年に養護教諭に行った調査では,自 由記述欄に「学校薬剤師はいるが名前だけで業務 は行っていない」,「現在の学校薬剤師の活動内容 では必要性を感じない」,「バイト(副業)感覚で気 楽に行うのはやめてほしい」など,厳しいコメン トが多かった<sup>1)</sup>.「学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン」で,アドレナリン自己注 射製剤の保管・管理,緊急時の対応などについて 学校薬剤師の指導や助言が求められるなど,これ までの検査中心の業務から,薬の専門家としての 職能が求められるようになってきている.

#### (1)制度の見直し

2008年に厚生労働省の薬剤師実務研修事業の 薬局研修施設の管理薬剤師を対象に行った調査 では、学校薬剤師を行っている管理薬剤師の71%、 学校薬剤師を行っていない管理薬剤師の76%が 学校薬剤師制度の見直しの必要性を感じていた<sup>3</sup>. 具体的には研修の充実,任期制度の導入との回答 が多かった. 学校薬剤師には, 任期制度, 公募制 度, 定年制度などがないため, 一旦学校薬剤師に なると長期にわたり継続する傾向にあり、学校薬 剤師の高齢化につながっている.また、学校薬剤 師の多くは保険薬局での業務を兼務しているた め,調剤業務の忙しい中で、学校薬剤師の業務を 行うことが困難になっている方も多く, なかには 多忙を理由に、学校薬剤師の業務を十分に行って いない薬剤師もいるようだ.一方で、地域によっ ては,学校薬剤師に空きがなく,学校薬剤師を行 いたくてもできない現状もあるようだ、したがっ て,「任期制度の導入」や「学校の教職員や第三 者機関による評価の導入」などが必要だと思われ  $3^{3)}$ .

# (2)学校薬剤師によるくすり教育から学校三師が 協力した医療教育へ

我々の2008年の調査では、「児童・生徒への薬 教育活動」を導入すべきと考えている薬剤師が多 かった<sup>3</sup>. これまで薬の教育は、総合学習の時間

を利用して行うことが多かったが、中学校の新学 習指導要領に「くすり教育」が加わり、2012年よ り保健体育の授業で行うことが決定した26).具体 的な学習項目としては、「健康の保持増進や疾病 の予防には、保健・医療機関を有効に利用するこ と. また医薬品は正しく使用すること. | が明記 された<sup>26)</sup>. くすりの適正使用協議会が一般市民を 対象に行った調査では、学校教育で医薬品の適正 使用を取り上げることが必要だと考える一般市 民は76%に達していた27). 養護教諭を対象に行っ た調査でも、学校教育で学校薬剤師が、薬の飲み 方,作用,副作用などについて教育することに関 して、小学校で67%、中学校で80%の養護教諭が その必要性を感じていた<sup>28)</sup>.したがって、今回の 学習指導要領に「くすりの適正使用」が加わった ことは社会や学校のニーズを満たしており、大変 意義がある. 今後, 一部の学校薬剤師が行ってい る小学校の児童向けの薬教育活動が全国的に展 開されることを期待したい.

我々の2008年の調査では、「保護者への薬教育」、 「教職員への薬教育」、「養護教諭や教職員と協力 した健康指導」、「学校医や学校歯科医と協力した 健康活動」などを望む声が多かった<sup>3)</sup>.現在、病 院内での医療活動、地域での医療活動など、医療 のいろいろな場面でチーム医療が注目されてい る.学校保健では学校医・学校歯科医・学校薬剤 師の三師が学校保健委員会に参加し、児童・生徒 の健康問題に関して協議することとなっている が、この委員会に出席しない学校薬剤師がいるこ とが問題視されている<sup>28)</sup>.前述した児童・生徒へ のくすり教育も学校薬剤師は、学校医や学校歯科 医と連携をとり、協力して行うことができれば、 より良い医療教育に繋がるのではないかと思わ れる.

#### 謝 辞

本総説で紹介した研究は,病態生理学教室所属 の大学院生(保坂悠紀子氏,中村明子氏,内藤祐子 氏,小林俊介氏)と学部生(小林真理子氏,田中沙 弥氏,清水崇次氏,小川泰葉氏)の協力により行っ たものであり,深く感謝致します.

#### 引用文献

- 石井正和,保坂悠紀子,田中沙弥,他:アドレ ナリン自己注射製剤の持込を希望する児 童・生徒への学校対応の現状と学校薬剤師の 役割,小児科臨床,61,443-448 (2008).
- 日本学校薬剤師会:平成14年度全国学校保健 調査集計結果報告,55,1212-1219 (2002).
- 石井正和,内藤結花,小川泰葉,他:学校保健 における学校薬剤師の役割:薬に関する指 導・助言および薬教育活動,保健の科学,51, 423-428 (2009).
- 日本学校保健会編 文部科学省スポーツ・青 少年局学校健康教育課研修:学校のアレル ギー疾患に対する取り組みガイドライン, http://www.gakkohoken.jp/book/bo0001.html( 2010年8月31日現在)
- 5) 玉置淳子:わが国における食物によるアナフ ィラキシー死亡の実態,アレルギー科, 19, 293-298 (2005).
- 石井正和:食物依存性運動誘発アナフィラキシーにご注意をメディカル朝日,34(2), 87-89 (2005).
- 石井正和:食物依存性運動誘発アナフィラキシー,薬局,56,2793-2798 (2005).
- 8) 石井正和,田中沙弥,内藤祐子,他:食物依存 性運動誘発アナフィラキシー患者への学校 対応の現状と今後の課題,クリニカルプラク ティス,26,257-260 (2007).
- 9) 陳惠一,石井正和,木内祐二,他:エピネフリン自己注射キット製剤(エピペン)の適応拡大と薬剤師の関わり:米国での使用現状を参考にして,薬局,56,2664-2672 (2005).
- 石井正和:命を救うエピネフリン自己注射~
  臨床適応拡大と今後の課題~,メディカル朝日,34(5),89-90 (2005).
- 11) 石井正和,小林俊介,内藤結花,他:アナフィ ラキシーショック時のアドレナリン自己追 加注射の必要性,アレルギー・免疫,15, 1680-1686 (2008).

- Barnard, J.H.: Nonfatal results in third-degree anaphylaxis from hymenoptera stings. J. Allergy, 45, 92-96 (1970).
- Sampson, H.A.: Anaphylaxis and emergency treatment. Pediatrics, 111, 1601–1608 (2003).
- 14) 日本小児アレルギー学会:食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル, http://www.iscb.net/JSPACI/(2010年8月31日現在).
- 15) 園部まり子:「エピペン」対応 学校への働き掛け2例,第6回食物アレルギー研究会抄録 集,p26 (2006).
- 16) 小林俊介,石井正和,内藤結花,他:アドレナ リン自己注射製剤の学校対応における学校 薬剤師の役割,アレルギー・免疫,16,90-97 (2009).
- 17)相原雄幸:学校生活における小児医療.食物 アレルギーと運動制限,エピペン®の使用法, チャイルドヘルス,12,524-527 (2009).
- 18) 給食でショック症状の児童、学校が自己注射 薬使わず、読売新聞(2010年2月27日)
- 19) 急性アレルギー処置,「緊急注射」訓練都道 府県12教委だけ,読売新聞(2010年3月15日)
- 20) 海老澤元宏:食物アレルギー社会的対応の進展.アレルギーの臨床,30,520-525 (2010).
- 田中沙弥,石井正和,小林真理子,他:学校におけるエピペン®処方患者への対応の現状と今後の課題.養護教諭へのアンケート調査(II),アレルギー・免疫,14,236-242 (2007).

- 22) 鉄穴森陽子,清水池綾子,谷廣佳奈子,他:小 学校でのアドレナリン自己注射液による食 物アレルギーの緊急時対応について,保健の 科学,49,781-786 (2007).
- Simons FE: First-aid treatment of anaphylaxis to food: Focus on epinephrine. J. Allergy Clin. Immunol., 113, 837-844 (2004).
- 24) 佐々木真爾, 斉藤幾久次郎, 臼田誠, 他:蜂毒 アレルギーによるアナフィラキシーの予防 と治療. 林野庁における対応:エピペン®の 利用~,アレルギー・免疫, 10, 1154-1168 (2003).
- 25) Korenblat, P., Mark, J.L., Rand, E.D., et al.,: A retrospective study of epinephrine administration for anaphylaxis: How many doses are needed? Allergy Asthma Proc., 20, 383–386 (1999).
- 26) くすりの適正使用協議会:くすり教育/新学 習指導要領を受けた協議会の取り組み, RAD-AR, 18(2), 5-8 (2008).
- 27) くすりの適正使用協議会:一般市民の医薬品 および医療に関する意識調査まとまる, RAD-AR, 16(6), 2-3 (2006).
- 28)田中沙弥,石井正和,小林真理子,他:養護教 諭からみた学校薬剤師の現状と今後の課題. アンケート調査報告,薬局,58,1975-1980 (2007).

# Guidance by the School Pharmacist for Safe Handling and Storage of Medicine

Masakazu Ishii<sup>1\*</sup>, Yuika Naito<sup>1,2</sup>, Shunichi Shimizu<sup>1</sup>, Yuji Kiuchi<sup>3</sup>

<sup>1</sup>Department of Pathophysiology and <sup>3</sup>Center of Pharmaceutical Education, School of Pharmacy, Showa University

<sup>2</sup> Department of Pharmacy, Showa University Hospital

#### Abstract

Under School Health Law, school pharmacists contribute to the improvement and maintenance of the environment at school and to improving health and sanitation for children. School pharmacists check illumination and air quality in classrooms, drinking water, dining rooms, swimming pool and so on. In addition, school pharmacists also guide the safe handling and storage of medicines by school staff. In 2008, school staff received permission to use an adrenaline-auto injector, the first choice medicine for anaphylaxis, and clearly described in "guideline for the management for students with allergy in school". Therefore, in this guideline, it is requested that school pharmacists guide school staff in the safe handling and storage of adrenaline auto-injectors for anaphylaxis. However, it was not considered sufficient to provide guidance only for medicine brought to the school by individual students but also for regular medicine kept at the school by school staff such as the nurse teacher. In this review, we introduce the role of school pharmacists in safe handling and storage of medicines such as adrenaline auto-injector in school, and discuss the future duties of school pharmacists.

Key Words : school pharmacist; anaphylaxis; adrenaline auto-injector

Received 6 September 2010; accepted 12 October 2010.